

令和6年 第7回

定例総会 会議録

志布志市農業委員会

令和6年第7回 志布志市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和6年7月25日(木)					
招集の場所	志布志市松山支所2階会議室					
開閉会の日時 及び宣言	開会	令和6年7月25日 午前9時30分				
	閉会	令和6年7月25日 午前10時32分				
応(不応)招 委員並びに 欠席委員  ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	上野 克比古	○	11	神宮司 順子	○
	2	福岡 裕幸	×	12	畑山 豊子	○
	3	山迫 洋一	○	13	宮脇 茂樹	○
	4	萩迫 修作	○	14	平井 利昭	○
	5	吉野 寅三	○	15	坪山 博志	○
	6	坂中 則雄	○	16	平川 眞由美	○
	7	柳井 義郎	○	17	福岡 剛	○
	8	宮脇 勇	○	18	中之内 瑞穂	○
	9	隈元 健二	○	19	小園 広行	○
	10	栢山 信彦	○	20	福留 幸嘉	○
会議録署名委員	席番 10 番	栢山 信彦	席番 11 番	神宮司 順子		
職務のため出席 した者職氏名	事務局長	高野	主幹兼農地 GSL	竹之内		
	農地 GSL	杉原	主任主査	桑水		
委員会日程名	別紙のとおり					

農地利用最適化推進委員

番号	氏名	出欠の別	番号	氏名	出欠の別
1	脇田 廣昭	○	9	坪田 則義	×
2	工藤 雅彦	×	10	大田 唯春	○
3	嶽 利浩	○	11	本田 浩昭	○
4	今市 光則	○	12	春田 豊美	○
5	池袋 良子	○	13	圓福 悟	○
6	谷宮 誠實	○	14	垣内 りえ子	○
7	下山 重治	○	15	竹吉 雄二	×
8	道山 幸治	○	16	山下 直樹	○

<p>会議に付した 事 件</p>	<p>議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について          議案第47号 農業振興地域整備計画変更協議に係る意見について          議案第48号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請について          議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請について          議案第50号 非農地証明願の承認について          議案第51号 農用地利用集積計画決定について          議案第52号 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について          議案第53号 農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名について</p>
-----------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

議長	萩迫	<p>ただいまから、令和6年第7回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。福岡裕幸委員から欠席の届出がございました。また、本日出会を要請しておりました農地利用最適化推進委員のうち、工藤推進委員・坪田推進委員・竹吉推進委員から欠席の、嶽推進委員から遅参の届出がございました。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。志布志市農業委員会、会議規則第24条の規定により、席番10番、栢山委員と、席番11番、神宮司委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。</p> <p>日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りします。会期は本日1日限りとしたいと思ひますが、ご異議ございませぬか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたします。</p> <p>日程第3、休会中の報告を行います。最初に、あっせんの経過についての報告をお願いします。それでは、畑山委員の報告を2件まとめてお願ひいたします。</p>
委員	畑山	<p>依頼のありましたあっせん成立資料4ページの12番と13番が成立いたしましたので報告をいたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町野神〇〇番地〇 〇〇さん。</p> <p>あっせん農地は、有明町蓬原小松1551番2、地目は田、910㎡です。</p> <p>譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇 株式会社〇〇 代表取締役〇〇さんです。</p> <p>あっせん成立日は、令和6年6月22日、あっせん委員は、圓福推進委員と、私畑山です。</p> <p>あともう1つの13番も、同じ田ですが、隣接しておりまして、もう畔をはらって1枚にして、現在まで耕作をされてた土地なので、一緒に報告させてもらいます。</p> <p>13番は、志布志市有明町野神〇〇番地〇 〇〇さん。</p> <p>あっせん農地は有明町蓬原小松1551番3、地目は田、910㎡です。</p> <p>譲受人も同じく、株式会社〇〇 代表取締役〇〇さんです。</p> <p>あっせん日も同じです。</p> <p>この2枚の田の場所は、県道523号線が有明町内を走っておりますが、蓬原橋から、宇都鼻方面へ1.2kmほど進みまして、南側の方に左折320m進み、さらに右に90m進んだところでは、</p> <p>譲受人〇〇は、農業法人で、機械などもたくさんお持ちで、また、研修生なども雇って、農業を営まれている方です。</p> <p>この土地は、〇〇の事務所から、車で4分のところでは、</p> <p>あっせん価格は、田んぼは、10a当たり30万円ということで、面積が910㎡ですので、1筆が27万3,000円、合算すると54万6,000円です。以上で報告終わります。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。続きまして、平井委員の報告をお願いします。</p>
委員	平井	<p>6月の総会で依頼のありました、あっせんが成立しましたので報告しま</p>

		<p>す。4ページのあっせん成立資料番号14番です。</p> <p>所在、地目等は、資料のとおりですが、場所は、JAあおぞら総合福祉センターから、宇都中方面へ1kmいったところを左折して、4枚目と5枚目になります。</p> <p>譲受人は、有明町野井倉に事務所のある株式会社〇〇で、主に水稻を栽培されており、農機具はトラクター18台の他、コンバイン3台を保有されています。</p> <p>株式会社〇〇の事務所からは、車で約7分の距離にあります。</p> <p>あっせん価格は、2反6畝くらいの面積ですが、10a当たり21万5,461円、総額で56万円でした。</p> <p>あっせんは、圓福委員と、私平井でした。以上で報告終わります。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。続きまして、柳井委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	柳井	<p>4月の総会での〇〇さんのあっせん活動の報告をいたします。</p> <p>譲渡人の〇〇さんは、畑7筆を同一人に売りたいということで、なかなか金額が折り合わず、まだ話し合いの途中になっております。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。続きまして、福岡剛委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	福岡剛	<p>6月の総会で依頼のありました〇〇さんのあっせんについて報告いたします。</p> <p>現在までに、谷宮委員と、3件のあっせん活動を行ってきましたけれども、価格の折り合いがつかず、あっせん成立に至っておりません。</p> <p>今後とも、あっせん活動を続けて参ります。以上です。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。続きまして、中之内委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	中之内	<p>〇〇さんから依頼のありました、あっせんの農地のうち、3枚の中の2枚については先月成立をしておりますが、残りの一筆につきましては、まだ活動中でございます。引き続き、あっせん活動を行いたいと思います。終わります。</p>
議長	萩迫	<p>次に、私の関係分について報告いたします。</p> <p>6月28日、まさつぐで開催されましたやっちく松山藩総会に出席、7月2日、事務局にて事務打合せ、鹿屋市にて大隅地区農業委員会連絡協議会総会に出席、8日に有明町にて農業公社研修生修了式及び受入式、新規就農者励ましの会、家族経営協定締結式に出席、10日に事務局にて議案打合せを行いました。また、6月19日、鹿児島市にて県農業委員会女性委員の会理事会に平川委員が出席、7月3日、鹿児島市にて農業者年金加入推進特別研修会に柳井委員・隈元委員・神宮司委員・平川委員・池袋委員・垣内委員が出席しました。以上で、報告を終わります。</p> <p>次に、日程第4、議案第46号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。</p>

<p>委員 神宮司</p>	<p>今回は、10件の申請でございます。</p> <p>まずは、6ページ、番号63番について審議いたします。神宮司委員の報告をお願いいたします。</p> <p>会長より依頼のありました番号63を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志町志布志〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志町安楽曲瀬にお住まいの〇〇さん、36歳です。</p> <p>申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、県道68号志布志福山線沿いにあるファミリーマート見帰店、キッチンむらさきがあります。その交差点を北方向に進み、道なりに3.1km進んだところに、こまみず商店があり、その交差点を直進、道なりに1.8km進み、県道3号線日南志布志線に突き当たります。そこを左折して、300mほど先の左側に位置します。向かい側にたちばな保育園、たちばな子ども園があります。</p> <p>譲受人宅から約15分以内のところにあります。</p> <p>〇〇さんは、新規就農者で、本人と2人の従業員、計3名で、ピーマンを栽培しており、申請地には、ハウスを建て、ピーマンを作付けする予定とのことです。</p> <p>またトラクター1台、散布機1台、管理機1台を保有しています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。</p> <p>ご審議方、よろしくをお願いいたします。</p>
<p>議長 萩迫 会場 委員 議長 萩迫</p>	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p> <p>ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員 議長 萩迫</p>	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めまます。</p> <p>次に、番号64番について審議いたします。小園委員の報告をお願いいたします。</p>
<p>委員 小園</p>	<p>会長より依頼のありました番号64番を報告します。</p> <p>譲渡人は、宮崎県都城市立野町にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志町西谷自治会にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は市役所より、県道志布志福山線を北上し、ローソンを右折し、吉山酒販まで4km進み、そこから右折、1.6km進んだ民家脇の筋を右に入って、150m進んだ右側に位置します。譲受人宅から車で2分のところにあります。</p> <p>〇〇さんは、ご夫婦2人で、果実を主に栽培しており、申請地にも、果実を作付される予定です。</p> <p>また、耕運機1台、軽トラック1台を保有し、農業をされています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも、支障はないと思われまます。</p> <p>ご審議方、よろしくをお願いいたします。</p>

議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議 ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。 次に、番号 65 番について審議いたします。中之内委員の報告をお願い いたします。
委員	中之内	会長より依頼のありました番号 65 番を報告いたします。 譲渡人は、曾於市大隅町月野〇〇番〇にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、 有明町伊崎田〇〇番〇にあります株式会社〇〇 代表取締役〇〇さんです。 申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所ですが、県道 63 号線を有明北インターチェンジから、岩川方面へ約 650m の左側に位置し ます。事務所から 50m のところでございます。 株式会社〇〇さんは、農地所有適格法人で、代表者と家族 5 人で、お茶や 大麦若葉、水稻などを栽培されており、申請地にもお茶を作付けする予定と のことです。 また、摘採機 3 台、防除機 2 台、トラクター 3 台などを所有されておしま す。お茶は、ほぼ有機栽培のため、周辺の農地、牧草地などへの農業上の影 響を及ぼすことはないと考えます。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の 適格者と思われまます。ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議 ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。 次に、7 ページ、番号 66 番について審議いたします。宮脇茂樹委員の報 告をお願いいたします。
委員	宮脇茂樹	会長より依頼のありました番号 66 を報告いたします。 譲渡人は、有明町野井倉にお住まいの〇〇さん、68 歳です。 譲受人は、有明町伊崎田川路集落にお住まいの〇〇さん、74 歳です。 従兄弟同士による贈与と受贈になります。 申請位置は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、伊崎田 小学校入口から東へ 3 km ほど行くと、川路集落の十字路に出ます。そこを左 へ 300m ほど行くと、川路公民館があります。その手前 30m 左に 2 筆ともあ ります。 〇〇さんは奥さんと 2 人で、水稻・野菜など栽培されており、申請地には 野菜を作付するとのこととです。 また、トラクター 1 台、耕運機 1 台、自走式田植え機 2 台、軽トラック 1

		<p>台を保有しています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号に該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方、よろしくお願いいたします。</p> <p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p> <p>ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。</p>
議長	萩迫	
会場	委員	
議長	萩迫	
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 67 番について審議いたします。平川委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	平川	<p>会長より依頼のありました番号 67 を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、大阪市東住吉区今川〇丁目にお住まいの〇〇さん、70 歳です。</p> <p>譲受人は、有明町野神立本集落にお住まいの〇〇さん、41 歳です。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりで、相手方の要望、規模拡大になります。</p> <p>申請地の場所は、野神校区内を走るそお街道沿いにある堀口製茶より西へ 2 km 進んだ草野丘のふもとに、草野、宮下、立本集落があります。</p> <p>その立本集落内の立本集会所より、宮下寄りに 200m 進んだところに、本人の家と畜舎があります。今回の 2 筆は、自宅前の道路を挟んだ場所になります。</p> <p>譲受人宅からは徒歩で 2 分以内のところにあります。</p> <p>〇〇さんは、〇〇の役員でもあり、認定農業者です。</p> <p>父と母と、娘と技能実習生で、経営をされています。</p> <p>お茶 4 町、キャベツ 5 町、生産牛 130 頭を経営されていて、申請地にはキャベツを作付する予定とのことです。</p> <p>また、トラクター 6 台、耕運機 2 台、お茶摘採機、キャベツ摘採機、植付機などの機械一式を保有されています。</p> <p>この土地の一筆に、雑種地みたいな扱いで機械等がたくさん並んでおりましたので、3 条申請後は農地に戻していただいて、キャベツを作るようにお話をしました。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方、よろしくお願いいたします。</p> <p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p> <p>ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。</p>
議長	萩迫	
会場	委員	
議長	萩迫	
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。</p>

<p>委員 平川</p>	<p>次に、番号 68 番について審議いたします。同じく平川委員の報告をお願いいたします。</p> <p>会長より依頼のありました、番号 68 を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、奈良県香芝市磯壁〇丁目にお住まいの〇〇さん、70 歳。</p> <p>譲受人は、有明町野神東原西集落にお住まいの〇〇さん、71 歳です。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりで、相手方の要望と規模拡大になります。</p> <p>申請地の場所は、野神校区内にある野神小学校より、東へ 600m 進んでいくところに、スーパー抜迫があります。スーパー抜迫より南へ高井田方面の方へ 800m 進んだ左側に、3429 番 6、3429 番 5、3429 番 3 の 3 筆は、まとめて 1 枚畑になっておりました。</p> <p>さらにそこより南の方へ 1 km 進んだ右側に、3344 番 2 があり、それよりさらに進んだ右に 3354 番の土地がありました。</p> <p>譲受人宅からは、車で 5 分のところにあります。</p> <p>〇〇さんは、認定農業者であり、妻と 2 人で、お茶 3 万 4,216 m<sup>2</sup>、生産牛 10 頭と飼料畑 6,524 m<sup>2</sup>を栽培されており、審査申請地には牛の飼料を作付するとのことです。</p> <p>また、トラクター 3 台、耕運機 3 台、牛の牧草を作る機械一式を保有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。</p> <p>ご審議方、よろしくお願いいいたします。</p>
<p>議長 萩迫 会場 委員 議長 萩迫</p>	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p> <p>ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員 議長 萩迫</p>	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めまます。</p>
<p>委員 宮脇勇</p>	<p>次に、8 ページ、番号 69 番について審議いたします。宮脇勇委員の報告をお願いいたします。</p> <p>会長より依頼のありました、番号 69 を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、愛知県名古屋市長区にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、有明町原田にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、有明町の宇都中学校がありますが、中学校の正門から南へ 200m 行き、右折し 200m 行き、左折し 100m 行った右手になります。</p> <p>譲受人宅からは、10 分のところにあります。</p> <p>〇〇さんは、妻と 2 人で水稻を主に栽培しており、申請地には、稲が終わっておりました。</p> <p>また、トラクター 1 台、軽トラック、乾燥機を保有しておりました。</p> <p>これは兄弟間による贈与と受贈の関係です。</p>

		<p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦勞さまでした。これにつきては、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りしませす。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めませす。
		次に、番号70番と9ページ、番号71番につきては、譲受人が同一でありますので、一括して報告を受け、審議したいと思ひませすが、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めませす。
		よって、番号70番と番号71番につきては、一括して報告を受け、審議することといたしませす。
		それでは、栞山委員の報告を2件まとめてお願ひいたします。
委員	栞山	会長より依頼のありませした番号70と71を報告いたします。
		まず、番号70の譲渡人は、有明町山重にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、有明町山重にお住まいの〇〇さんです。
		申請地は、議案書に記載されておるとおりで、申請地の場所は、山重小学校前の国道269号線を大隅町方面に500m進み、県道513号線との四差路を左折し、10m進んだところす。
		譲受人宅から車で2分のところにあります。
		次に、番号71の譲渡人は、有明町山重にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、先ほどの番号70と同じく、〇〇さんです。
		申請地は、議案書に記載されておるとおりで、申請地の場所は、先ほどの70番の申請地の隣になります。
		譲受人宅から車で2分のところにあります。
		〇〇さんは、会社役員をしながら夫婦で甘藷、水稻を栽培しておるとおり、申請地にも甘藷を作付する予定とのことす。
		また、トラクター1台を保有しておるとおり。
		以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。
		ご審議方、よろしくお願ひいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦勞さまでした。はじめに、番号70番につきては、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りしませす。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)

議長	萩迫	異議なしと認めます。
会場	委員	次に、番号 71 番につきまして、何かご意見ございませんか。
議長	萩迫	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議 ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号 72 番について審議いたします。脇田委員の報告をお願いいた します。
委員	脇田	会長より依頼のありました番号 72 を報告いたします。
		譲渡人は、志布志市松山町新橋河床にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、 同じく志布志市松山町新橋河床にお住まいの〇〇さんです。
		申請地及び申請事由等は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所 は市役所松山支所からそお街道に入り、右へ進みまして、末吉町方面に進み ます。3.1 kmほど進みますと、曾於北部クリーンセンターへ向かう農道がご ざいます。その農道に入りまして、そこから 700mほど進んだ右手の 2 筆目 のところがございます。
		譲受人宅からは車で 3 分のところがございます。
		〇〇さんは認定農業者であり、妻と母 3 人で、甘藷、馬鈴薯、大根、米を 主に栽培しており、申請地にも甘藷等を作付する予定でございます。
		またトラクター 3 台、軽トラ、ダンプ、甘藷ハーベスター、コンバイン等 各 1 台を保有されております。
		以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の 適格者と思われまます。また周囲の状況からも支障はないと思われまます。
		ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議 ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		よって日程第 4、議案第 46 号、農地法第 3 条の規定による許可申請につ いては、原案のとおり決定いたしました。
		次に、日程第 5、議案第 47 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意 見についてを議題といたします。
		11 ページ、番号 9 番を審議いたします。現地を調査された福岡剛委員の報 告をお願いいたします。
委員	福岡剛	議案第 47 号番号 9 番について報告します。総会資料 6 ページです。
		調査日は 7 月 8 日、調査員は、中之内委員、本田委員と私福岡です。
		譲渡人は、有明町野井倉にお住まいの〇〇さんです。
		譲受人は、有明町野井倉にあります株式会社〇〇 代表取締役〇〇さんで

	<p>す。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。</p> <p>場所は、有明小学校から市道吉村・中次線を南へ 100m進み左折し、公衆道路を 70m進み右折し、農道を 350m進んだ左手に位置します。</p> <p>用途区分変更の目的は、茶畑へのスプリンクラー散水用のため池の設置です。</p> <p>ため池は、縦 20m、横 15m、深さ 3 mとのことでした。</p> <p>危険防止のため、周囲のフェンスの設置をお願いしました。</p> <p>申請地の農地区分は、農用地区域内農地であり、農用地利用計画に指定された用途に寄与する場合は、転用の許可も可能です。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、用途区分の変更及び農地転用しても問題ないのではないかとこの意見の一致を見ました。</p> <p>ご審議方、よろしく願いいたします。</p> <p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。</p>
<p>議長 会場 議長</p>	<p>萩迫 委員 萩迫</p> <p>(会場 なし)</p> <p>ご意見もないようですので、お諮りします。用途区分の変更を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
<p>会場 議長</p>	<p>委員 萩迫</p> <p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって日程第 5、議案第 47 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見については、計画変更を認めるよう市長に提出することに決定いたしました。</p>
<p>委員</p>	<p>中之内</p> <p>次に、日程第 6、議案第 48 号、農地法第 5 条の規定による事業計画変更申請についてを議題といたします。</p> <p>13 ページ、番号 4 番を審議いたします。現地を調査された中之内委員の報告をお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第 48 号番号 4 番についてご報告いたします。</p> <p>調査日は 7 月 8 日、調査員は福岡剛委員、本田委員と私、事務局より 1 名で、資料につきましては、9 ページから 11 ページでございます。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町蓬原〇〇番〇にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、鹿屋市新栄町〇〇番〇号〇〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>立会人は、代理人の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等につきましては、それぞれ議案書及び総会資料のとおりでございます。</p> <p>場所ですが、有明町原田にあるラーメン秀から市道宇都鼻・西下 1 号線を北に 70m進んだ左手に位置します。</p> <p>今回の事業計画変更ですが、当初譲渡人が住宅を建築する目的で、令和元年 11 月 26 日付で、農地法第 5 条の転用許可を受け、施工に着手しましたが、譲渡人である母が体調を崩したことにより、建築を中断。また、その後、母の他界により、母の住宅に移ることになり、事業を継続することができなく</p>

		<p>なったということでございます。</p> <p>このたび、娘が当該地について、自己の住宅を建築したいということになり、事業の継承を行うものでございます。</p> <p>指導内容といたしましては、畑かんの移設については、土地改良区と再度打ち合わせ、確認を行うよう指導いたしました。</p> <p>申請地の農地区分は、10ha以上の農地の広がりがあるため、第1種農地の集落接続施設に該当いたします。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、事業計画変更を認めても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方、よろしく願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。計画変更を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		よって日程第6、議案第48号、農地法第5条の規定による事業計画変更申請については変更を認めるよう県知事に進達することに決定いたしました。
		次に、日程第7、議案第49号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。
		15ページ、番号15番を審議いたします。番号15番は、先ほどの議案第48号、農地法第5条の規定による事業計画変更申請に関わる番号4番で審議されましたところの5条申請でございます。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号16番を審議いたします。現地を調査された吉野委員の報告をお願いいたします。
委員	吉野	<p>議案第49号、番号16番について報告をいたします。</p> <p>調査日は7月8日、調査員は、坪山委員、今市委員と私吉野です。</p> <p>譲渡人は、志布志町志布志〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>譲受人は、志布志町安楽〇〇番地〇 〇〇号にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>立会人は、行政書士の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況についてはそれぞれ議案書及び総会資料のとおりです。</p> <p>総会資料の12ページから14ページでございます。</p> <p>場所は、大原にあるパチンコモナコの前の町原弓場ヶ尾線を志布志港方向へ34m進み、左側、東側へ162m進んだ右手に位置します。</p>

		<p>転用目的は一般住宅です。</p> <p>排水は、少し窪地になっておりますので、50 cmぐらい盛土して、北側の市道の側溝に流すということです。</p> <p>申請地の農地区分は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にあるため、第3種農地の地区内、4割超宅地化農地に該当いたします。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても、問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号17番を審議いたします。番号17番は、令和6年第3回定例総会の議案第15号農業振興地域整備計画変更協議に関わる番号3番で審議されましたところの5条申請でございます。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、16ページ、番号18番を審議いたします。現地を調査された坪山委員の報告をお願いいたします。
委員	坪山	<p>議案第49号番号18番について報告いたします。</p> <p>総会資料は15ページから17ページでございます。</p> <p>調査日は7月8日、調査員は吉野委員、今市委員、私坪山でした。</p> <p>譲渡人は、有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>譲受人は、同住所にお住まいの〇〇さんで、2人は夫婦で、この土地は、〇〇さんがお父さんから、贈与されてもらった土地ということでした。立会人は、行政書士の〇〇さんで、鹿児島からこられました。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況などについては、それぞれ議案書及び総会資料のとおりでございます。</p> <p>場所については、有明庁舎を南へ400m下っていきますと県道523号線の志布志有明線に出ます。そこを左折東へ450m道なりに行きますと、十字路の信号機があります。そこは東村石油店手前でございます。</p> <p>そこを右折し、市道吉村・押切線を南へ行きますと、有明小・有明中学校、或いは飯山自治会がありますが、約1,800m行き、左折します。</p> <p>その市道が、飯山・通山1号線でありますが、それを1,800m行きますと、途中でグリーンロード、南九州道有明北インターチェンジがあります。そこ</p>

	<p>を通りますと、十字路の信号機があります。左の方には、丸五がありますが、その十字路の信号機は市道一丁田・宇都鼻線でございます。そこを通過しまして、南へ海の方へ 550m行きますが、そこを左、東へ行きますと、800m先に、尚志館高校が直線に見えますが、そのところから、市道高尾・山之上線を 250mといったところの右側の方に、申請地の土地がありました。</p> <p>利用目的は、一般住宅であります。</p> <p>排水ですが、この市道の 300 トラフに排水を流すとのことでありますので、支障はないと思われま。</p> <p>その他としまして、この土地につきましては、消防用の地下式の耐震性の防火水槽がありましたので、この上には住宅等を建設しないように、申請者には、その旨をお伝えくださいということをお話しております。</p> <p>申請地の農地区分は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が 40%を超えている区域内にあるため、第 3 種農地内の街区に 4 割超住宅化農地に該当します。以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。</p> <p>ご審議方、よろしくお願いたします。</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p>
<p>会場 議長 萩迫</p>	<p>ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(会場 異議なし)</p>
<p>会場 議長 萩迫</p>	<p>異議なしと認めます。</p>
	<p>よって、日程第 7、議案第 49 号、農地法第 5 条の規定による許可申請については、転用を認めるよう県知事に進達することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 8、議案第 50 号、非農地証明願の承認についてを議題とします。</p>
<p>委員 今市</p>	<p>18 ページ、番号 10 番を審議いたします。現地を調査された今市委員の報告をお願いいたします。</p> <p>会長より依頼のありました議案第 50 号、番号 10 番について報告します。総会資料は、18 ページになります。</p> <p>調査日は 7 月 8 日、調査員は、吉野委員、坪山委員と私、事務局より 2 名の同行でした。</p> <p>申請人は、志布志市志布志町帖〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、申請人と同じ〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。</p> <p>申請地の場所ですが、J A 所お鹿兒島志布志支店前の市道昭和・弓場ヶ尾線を北側へ 670m ほど進んだところの右側に、曾於地域公設地方卸売市場があります。その市場を正面に左隣に位置します。</p> <p>申請地は、昭和 33 年に購入された土地で、申請人は、土木工事及び産業廃棄物収集運搬を営んでおります。</p>

		<p>昭和 61 年、平成元年に車庫や倉庫を建設し、以降、ダンプや廃材の置き場、選別場として利用されており、農地への復元が困難となったものです。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致を見ました。</p> <p>ご審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認め、非農地と承認することにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号 11 番を審議いたします。現地を調査された本田委員の報告をお願いいたします。
委員	本田	<p>議案第 50 号、番号 11 番について報告します。</p> <p>調査日は 7 月 8 日、調査員は、中之内委員、福岡剛委員と、私本田です。</p> <p>申請人は、有明町野井倉にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>立会人は、行政書士の〇〇さんです。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等についてはそれぞれ議案書及び総会資料のとおりです。</p> <p>場所は、伊崎田で集落内の有明大橋からそお街道を北へ 1.2 k m 進んだ右手に 4 筆隣接しております。</p> <p>立会人から聞き取ったこととして、平成 25 年に相続したが、それ以前より、20 年以上耕作しておらず、原野化しており、農地への復元が困難になったものです。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致を見ました。</p> <p>ご審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認め、非農地と承認することにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、19 ページ、番号 12 番を審議いたします。現地を調査された同じく本田委員の報告をお願いいたします。
委員	本田	<p>番号 12 番について報告します。調査日は、同じく 7 月 8 日です。</p> <p>調査員は、中之内委員、福岡剛委員と私です。</p> <p>申請人は、有明町伊崎田にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>立会人は、行政書士の〇〇さんです。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等についてはそれぞれ議案書及び総会資料のとおりです。</p>

		<p>場所は、先ほどの議案第 50 号、番号 11 の南側に隣接しております。</p> <p>立会人から聞き取ったこととして、平成 24 年に相続したが、それ以前より、20 年以上耕作しておらず、原野化しており、農地への復元が困難になったものです。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致を見ました。</p> <p>ご審議方、よろしく願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認め、非農地と承認することにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号 13 番を審議いたします。現地を調査された同じく本田委員の報告をお願いいたします。
委員	本田	<p>続きまして、番号 13 番について報告いたします。</p> <p>調査日は、同じく 7 月 8 日です。</p> <p>調査員は、同じく中之内委員、福岡剛委員と私です。</p> <p>申請人は、有明町伊崎田にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>立会人は、行政書士の〇〇さんです。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等についてはそれぞれ議案書及び総会資料のとおりです。</p> <p>場所は、先ほどの議案第 50 号、番号 11 の伊崎田 2826 番地 4 の左側に隣接しております。</p> <p>立会人から聞き取ったこととして、平成 24 年に相続しましたが、平成元年には堆肥舎及び倉庫が建設され、農地への復元が困難になったものです。</p> <p>以上のことにより調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致を見ました。</p> <p>ご審議方、よろしく願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認め、非農地と承認することにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		よって、日程第 8、議案第 50 号、非農地証明願の承認については、非農地と承認することに決定いたしました。
		次に、日程第 9、議案第 51 号、農用地利用集積計画決定についてを議題とします。
		はじめに、農用地利用集積計画のうち、所有権の移転について事務局の説明を求めます。

事務局	竹之内	<p>議案第 51 号農用地利用集積計画決定について、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認のうち、所有権移転分について説明いたします。</p> <p>議案書 21 ページ、農用地利用集積計画総括表をご覧ください。</p> <p>公告日は、令和 6 年 7 月 31 日で、面積は田が 3,210 m<sup>2</sup>、畑が 1,957 m<sup>2</sup>となっております。</p> <p>所有権を移転する者は 2 人、所有権の移転を受ける者は 2 人で、売買によるものです。</p> <p>所有権移転の詳細につきましては、議案書 22 ページに掲載してございますので、お目通しください。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	<p>ただいま事務局から説明がありました所有権の移転について、審議いたします。</p> <p>まずは、22 ページ、番号 12 番につきまして、何かご意見ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 なし)</p> <p>ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>次に、番号 13 番につきましては、〇〇委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、〇〇委員には、ここで退席をお願いいたします。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p> <p>それでは、番号 13 番について、何かご意見ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 なし)</p> <p>ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(〇〇委員 入室)</p> <p>それでは、21 ページの総括表につきまして、何かご意見ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 なし)</p> <p>ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p>
事務局	杉原	<p>次に、利用権の設定について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 51 号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定について、ご説明申し上げます。</p> <p>議案書は、23 ページから 40 ページとなっております。まずは、議案書 23 ページの利用権設定の総括表を説明いたします。</p>

		<p>公告日は令和6年7月31日で、始期は令和6年8月1日となります。</p> <p>設定期間が、2年6カ月から20年までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。</p> <p>利用権の設定面積は、田が3,151㎡、畑が82,948㎡、樹園地が96,447㎡で、合計しますと182,546㎡となり、うち更新分は38,148㎡となっております。</p> <p>利用権の設定をする者の数が39名で、利用権の設定を受けようとする者の数が23名であります。</p> <p>利用権の設定を受けようとする者が、利用権の設定をする者の数より16名少ないのは、受け手・貸し手双方による複数の方との契約があるためです。</p> <p>詳細につきましては、24ページから40ページの明細表をご確認ください。</p> <p>以上で、議案第51号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定について説明を終わります。ご審議方、よろしくお願いいたします。</p> <p>ただいま事務局から説明がありました利用権の設定について、これより審議に入ります。</p> <p>24ページ、番号1番から40ページ、番号41番までと、23ページの総括表につきまして、何かご意見ございませんか。</p>
議長	萩迫	
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 なし)</p> <p>ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第9、議案第51号、農用地利用集積計画決定については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第10、議案第52号、農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	桑水	<p>議案第52号の農用地利用集積等促進計画(案)について、ご説明申し上げます。</p> <p>議案書は、42ページから45ページとなっております。</p> <p>まずは議案書42ページの総括表をご説明いたします。今回の促進計画(案)は、始期が令和6年10月1日となるもので、鹿児島県地域振興公社が中間管理権を取得し、耕作者に配分する農地の面積は、田が7,194㎡、畑が18,316㎡、樹園地が34,463㎡で、合計しますと59,973㎡となっております。農地の貸出者は19名、耕作者となる配分予定者は7名です。</p> <p>借り手となる耕作者は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件である全部効率利用要件、農作業常時従事要件、農地所有適格法人要件等を満たす必要がありますが、いずれの借り手も農用地のすべてを効率的に利用し、かつ、必要な農作業に常時従事すると認められるため、特に問題はないと考えます。また借り手となる法人も農地所有適格法人であり、特に問題はないと思われまます。</p>

		<p>詳細につきましては43ページから45ページの促進計画案及び配分予定者案選定理由をご確認下さい。</p> <p>以上で、議案第52号、農用地利用集積等促進計画(案)について説明を終わります。ご審議方、よろしくお願いいたします。</p> <p>ただいま事務局から説明がございましたが、43ページ、番号1番から番号10番につきましては、〇〇委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、〇〇委員には、ここで退席をお願いいたします。</p>
議長	萩迫	
会場		(〇〇委員 退席)
議長	萩迫	それでは、番号1番から番号10番について、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。
会場		(〇〇委員 入室)
議長	萩迫	次に、43ページ、番号11番から45ページ、番号37番までと42ページの総括表につきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これで決定することに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		よって、日程第10、議案第52号、農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見については、提案のとおり決定いたしました。
		次に、日程第11、議案第53号、農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名についてを議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	竹之内	<p>議案第53号 農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名について、ご説明いたします。議案書47ページをお開きください。</p> <p>番号16の申出者は、大阪市平野区にお住まいの〇〇さんで、有明町山重にお住まいの〇〇さんを代理人とした売買の申出となっております。</p> <p>あっせん対象の土地の所在、地目、面積等につきましては、議案書のとおりでございますので、お目通しください。</p> <p>あっせん委員につきましては、栢山委員、山下委員の指名をご提案いたします。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議方、よろしくお願いいたします。</p> <p>ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、何かご意見ございませんか。</p>
議長	萩迫	
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これで決定することに、ご異議ございませんか。

会場 委員  
議長 萩迫

(会場 異議なし)  
異議なしと認めます。  
よって、日程第 11、議案第 53 号、農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名については、提案のとおり決定いたしました。  
以上で、全日程を終了いたしました。これで、本日の会議を終了いたします。ご苦勞様でした。

上記会議の経過は、事務局長高野が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため署名する。

議 長

委 員

委 員